

20年度確定申告に向けて 所得税の各種説明会を開催

青色申告決算・消費税等説明会

事務者では、所得税の青色申告をしている方を対象に「青色申告決算書の作成」「消費税及び地方消費税」等についての説明会を開催します。

この説明会では、決算の仕方を中心に、「確定申告に当たっての留意事項及び青色申告決算書の作成要領」「消費税等の概要」等を分かりやすく説明します。

また、e-Tax(国税電子申告・納税システム)等多くの個人事業者に関係する事項についての説明も行いますので、ぜひこの機会をご利用ください。

株式譲渡者に対する集合説明会

納税者の皆さんが自分で確定申告書を作成できるよう、次のすべてに該当する方を対象として、所得税の確定申告書「株式譲渡の計算明細書」の記載方法について集合説明会を開催します。

19年中に特定口座を利用して上場株式等を譲渡(売却)された方、株式譲渡について初めて確定申告書を出す方

【日時】12月20日(木) 午前9時～11時半
【会場】市役所7階701会議室
【定員】先着60人
詳しくは東村山税務署資産課税第1部門 ☎042・394・6811(内線415)へ。

所得税から 住宅ローン控除額を 引ききれなかった方は 申告を

19年分の所得税から控除しきれない金額が発生した場合、20年3月17日までに、20年1月1日現在在住の市区町村へ「市町村民税・道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

詳しくは市課税課市民税係 ☎470・7730へ。

納税にご協力を

11月30日(金)は、国民健康保険第5期の納期限です。最寄りの金融機関・郵便局でお納めください。

詳しくは納税課 ☎470・7730へ。

控除しきれなかった住宅ローン控除額(所得割)から控除されます。

税源移譲で所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税(所得割)から控除できます。20年以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります(下表参照)。

住宅ローン控除モデルケース
～給与収入700万円(控除可能額が27万円)の場合

税源移譲前 (単位:円)			
	税額	住宅ローン控除額	負担額
所得税	263,000	263,000	0
住民税	196,000	0	196,000
合計	459,000	263,000	196,000

税源移譲後・申告した場合 (単位:円)

	税額	住宅ローン控除額	負担額
所得税	165,500	165,500	0
住民税	293,500	97,500	196,000
合計	459,000	263,000	196,000

住宅ローン控除額が減少しないよう、住民税(所得割)から控除する。

税源移譲後・申告しない場合 (単位:円)

	税額	住宅ローン控除額	負担額
所得税	165,500	165,500	0
住民税	293,500	0	293,500
合計	459,000	165,500	293,500

控除額が減少し、負担が増加する。

夫婦と子ども2人のうち1人が特定扶養親族に該当するものとして一定の社会保険料が控除されているものとして住宅ローン控除額は一定の条件で試算した場合の例

住民税の住宅ローン控除の適用を受ける方は...

住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法

- 所得税の確定申告をする場合
- 所得税の確定申告書と一緒に税務署へ提出
- 所得税の確定申告をしない場合
- 源泉徴収票を添付して市区町村へ提出
- 市からのお願い...この場合、住宅借入金等特別控除申告書のコピーと年末残高等証明書のコピーを添付してください。

老人保健 Q&A **ご注意ください!**
自費分は高額医療費の対象になりません

老人保健法による医療受給者(75歳以上の方と65歳以上で障害認定を受けている方)は、一定以上の医療費を支払った場合に「高額医療費」の支給が受けられます。

この「高額医療費」制度について、よくある質問と答えをQ&A形式で紹介いたします。

Q.先月、たくさん医療費を支払いました。「高額医療費」に該当すると思うので払い戻しの申請をしたいのですが。

A.各医療機関から請求された医療費を集計し、該当となる方には「老人保健高額医療費のお知らせ」と申請書を郵送しています。10月に受診した分は来年1月上旬にお知らせすることになりますので、それまでお待ちください。

Q.入院して20万円支払いました。いくら戻りますか。

A.入院の場合は、支払いの時点で自己負担額の上限が適用されますので、ほとんどの方は「高額医療費」には該当しません。支払金額が多くても、差額ベッド代やシーツ・おむつ代などの自費(保険対象外)分については、払い戻しはありません。

Q.領収書を見て自分で計算したら、もっと戻るとは思いませんか?

A.領収書に「自費」と記載された分は含めず、月の初日～末日の分を合計し、その合計から自己負担額の上限を引いてください。それでも合わない場合は、一部の医療機関からの請求が遅れていた、請求額が修正されたりしている可能性があります。

Q.申請書が届いたのですが、体調が悪くてすぐには市役所に行けません。どうしたらよいですか。

A.必要事項を記入の上、〒203-8555、市役所保険年金課高齢者医療係あてに郵送するか、代理の方に同係(市役所1階)へ届けてもらってください。月末までに受け付けた分を翌月の月末に支給しますので、体調が良くなってから申請していただいても結構です。請求できる期間は、「老人保健高額医療費のお知らせ」を受け取った日の翌日から起算して2年間です。

詳しくは同係 ☎470・7846へ。

《事前に電話でご予約を》

相談名	相談日時	相談員	予約開始日等	会場
法律相談	5日・12日 19日・26日	いずれも水曜日 午前10時から	弁護士	11月29日(木) 12月13日(木)
登記相談	5日(水)午後1時から	司法書士	11月30日(金)	市役所 2階 相談室
表示登記相談	5日(水)午後1時から	土地家屋調査士	11月30日(金)	
税務相談	12日(水)午後1時から	税理士	12月7日(金)	
人権身の上相談	19日(水)午後1時から	人権擁護委員	12月11日(火)	
不動産相談	19日(水)午後1時から	宅地建物取引主任者	12月14日(金)	
交通事故相談	26日(水)午後1時から	弁護士	12月20日(木)	
相続・遺言・成年後見等 手続相談	12日(水)午前10時から	行政書士	12月6日(木)	
経営相談	平日の 午前10時～午後4時	市商工会 経営指導員	前日までに東久留米市商工 会 ☎471・7577	東久留米市 商工会館
女性の悩みごと 相談	3日・10日 17日	いずれも月曜日 午後1時半～4時半	女性 カウンセラー	11月19日(月) 12月3日(月)
女性弁護士による 法律相談	7日(金)午前9時半～ 午後零時半	女性弁護士	11月22日(木)	男女平等 推進 センター ☎472・0061
耐震相談	12日(水) 午後2時～5時	東久留米 建築設計協会	前日までに同協会事務局・桑原 建築設計事務所 ☎476・1515	市役所1階 屋内ひろば
教育相談室	火曜～土曜日 午前10時～ 午後5時 電話相談も可	教育相談員	中央相談室 ☎473・3667 (成美教育文化会館内教育センター) 滝山相談室 ☎475・8909 (西中学校隣)	
母子相談	開庁日	母子自立支援員	子育て支援課 ☎470・7736	

12月の お気軽に 無料相談

《直接会場へどうぞ》

相談名	相談日時	相談員	会場
知的障害者相談	12日(水)午前10時～正午	知的障害者相談員	市役所1階相談室
身体障害者相談	14日(金)午前10時～正午	身体障害者相談員	
心身障害者(児)相談	24時間随時 ☎477・2711	さいわい福祉センター指導員	さいわい福祉センター
動物なんでも相談	21日(金)午後1時半～2時半	獣医師	市役所1階 屋内ひろば
職業相談	開庁日の 午前9時～午後5時	ハローワーク 三鷹職員	市役所6階 ワークコーナー
住宅増改築相談	13日(木) 午前10時～午後4時	市住宅増改築等 幹事事業登録団体協議会	市役所1階 屋内ひろば
消費者相談	平日の午前10時～午後4時 電話相談も可 ☎473・4505	消費生活相談員	生活文化課 (市役所2階)
電話なんでも相談 (東久留米市社会福祉協議会)	月曜・水曜・金曜日の 午前10時～午後4時 ☎474・4294	市民ボランティア 相談員	東久留米市社会 福祉協議会

《訪問します》

相談名	訪問希望の方は健康課 ☎477・0022	助産師	ご自宅
妊婦訪問相談			

東京都でも、交通事故相談 ☎03・5320・7733 やヤミ金被害者相談 ☎03・5320・4727 を行っています。予約制でなく当日受け付けのため、詳しくはお問い合わせを。